



第5期 神奈川区地域福祉保健計画
(令和8年度～令和12年度)

素案(案)

目次

| | |
|----------------------------|------|
| ① 統計データからみた神奈川区 | …P1 |
| ② 5年かけて区全体で目指すこと | …P5 |
| 基本理念 | …P5 |
| 柱1 「ひとりぼっちにならない」まち | …P6 |
| 柱2 「みんながチカラを發揮する」まち | …P14 |
| 柱3 「様々なチカラがつながり合う」まち | …P22 |
| ③ わたし達も「暮らしやすいまち」を考え行動します！ | …P30 |
| ④ 「神奈川区地域福祉保健計画」について | …P31 |
| ⑤ 施設の所在地 | …P35 |
| ⑥ 用語解説 | …P37 |

**あなたの参加が、
地域の暮らしやすさにつながります！**

かながわ支え愛プランは、神奈川区に関わる「みなさん」と、健やかに安心して暮らせるまちを目指すための計画です。

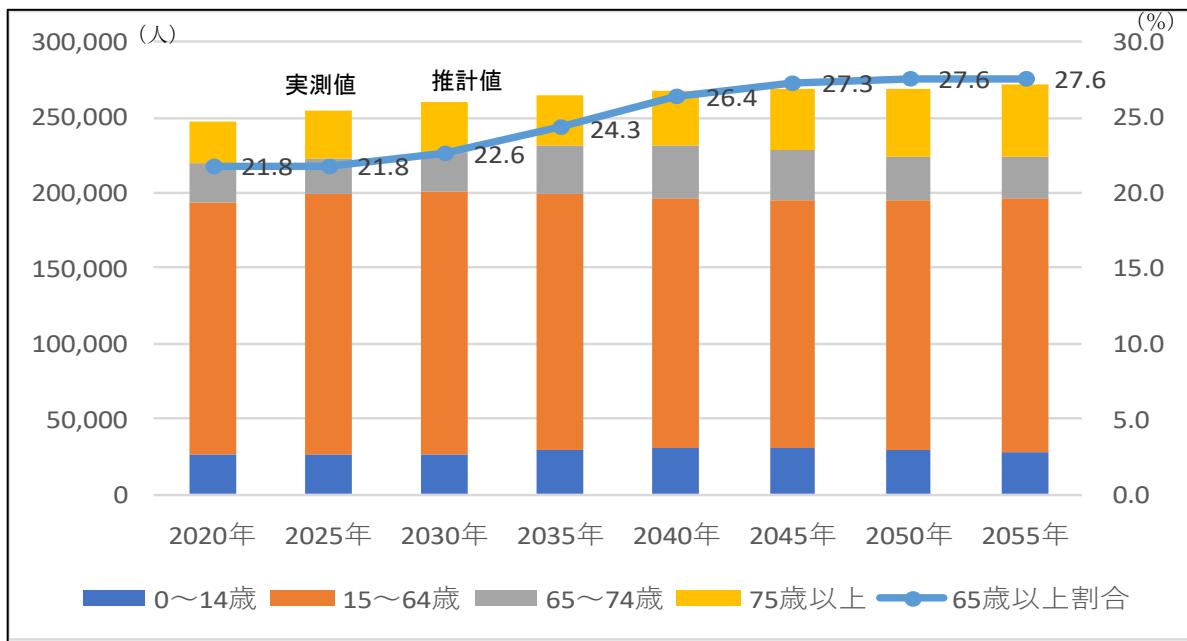
そして、神奈川区の様々な場所で誰もがひとりぼっちにならず、自分のできることを地域で発揮し、地域のつながりを広げるような活動が行われています。

この計画の成功には、神奈川区に関わる一人ひとりの協力が欠かせません。あなたも、地域の一員として、地域活動に参加し、より良いまちづくりに貢献してみませんか？

統計データからみた神奈川区

1 人口の推移と将来人口

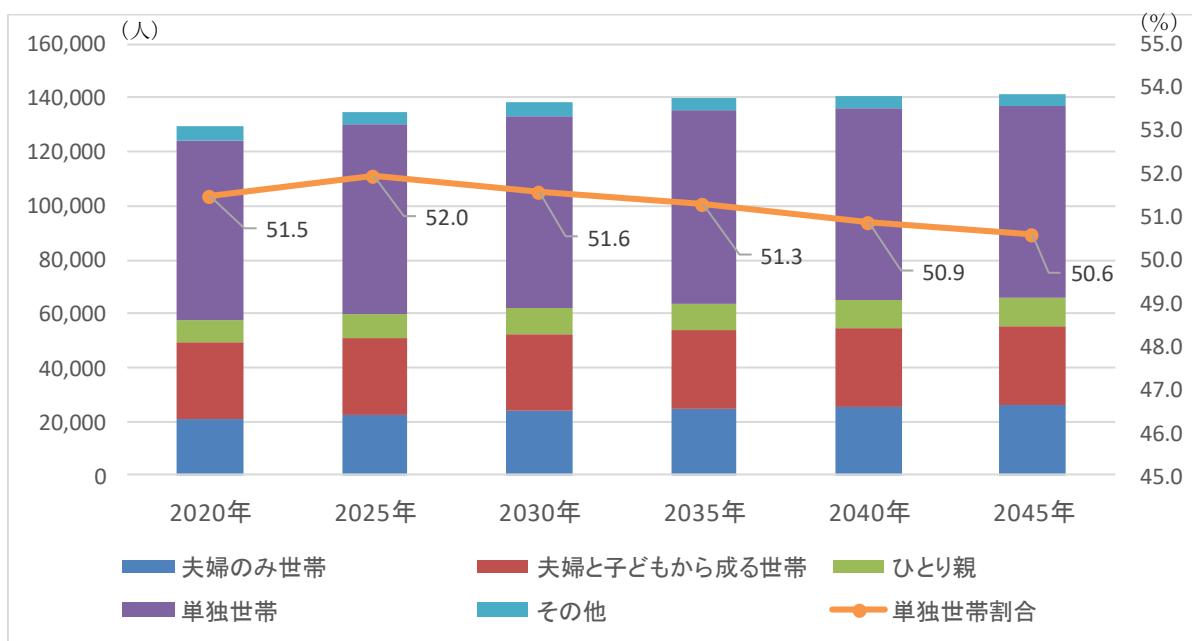
神奈川区は今後も、人口の増加が見込まれます。総人口に占める65歳以上の割合は、2040年以降は25%以上(4人に1人)となることが予測されます。



出典:横浜市将来人口推計データ

2 世帯数の推移

単独世帯の割合は、今後も全世帯に占める割合の50%以上となることが見込まれます。

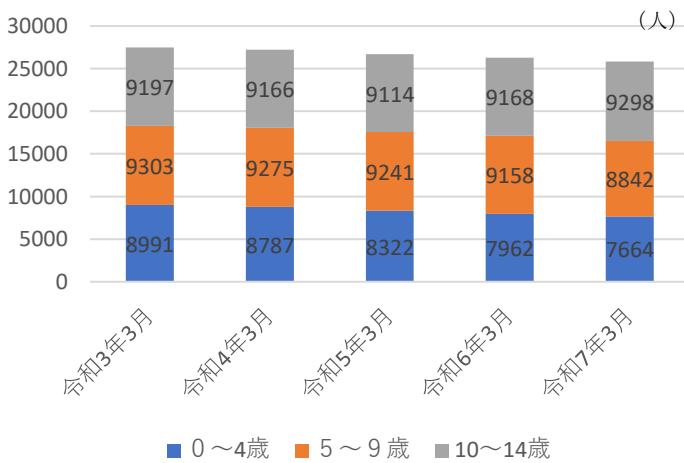


出典:横浜市将来人口推計データ

統計データからみた神奈川区

(1)子ども

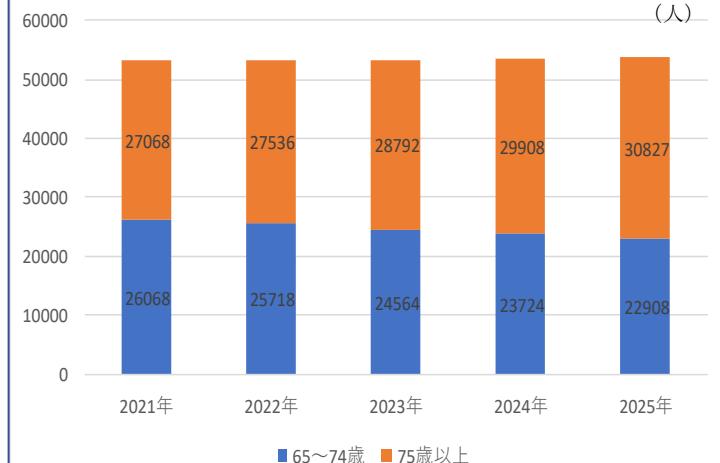
0歳から14歳までの人口は、この5年間は減少傾向となっています。



出典:各年の住民基本台帳(3月末)

(2)高齢者

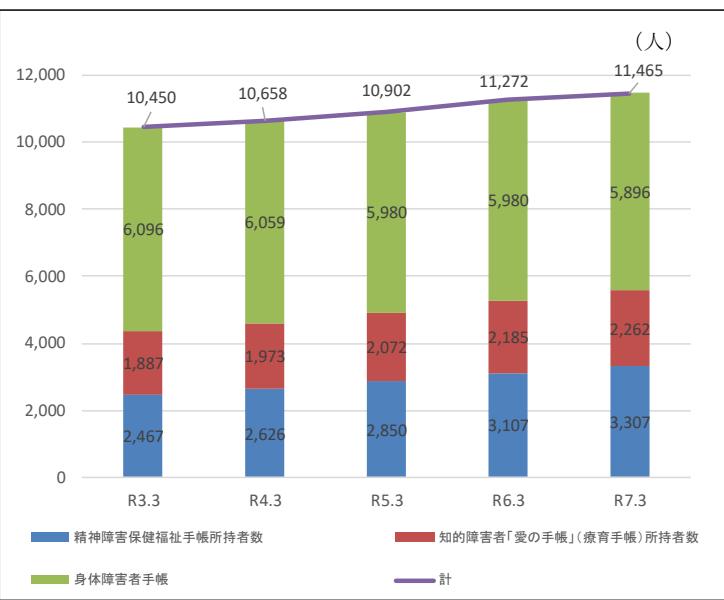
65歳から74歳までの人口よりも、75歳以上の人口が増えています。



出典:各年の住民基本台帳(3月末)

(3)障害者

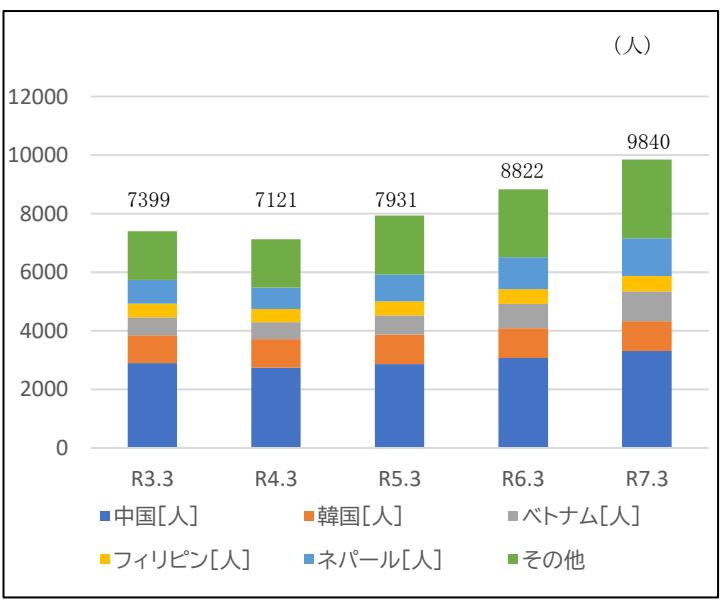
この4年間では、障害者手帳所持者増えています。



出典:横浜市統計書 第14章 社会福祉

(4)外国人

外国人の人口は、年々増えています。



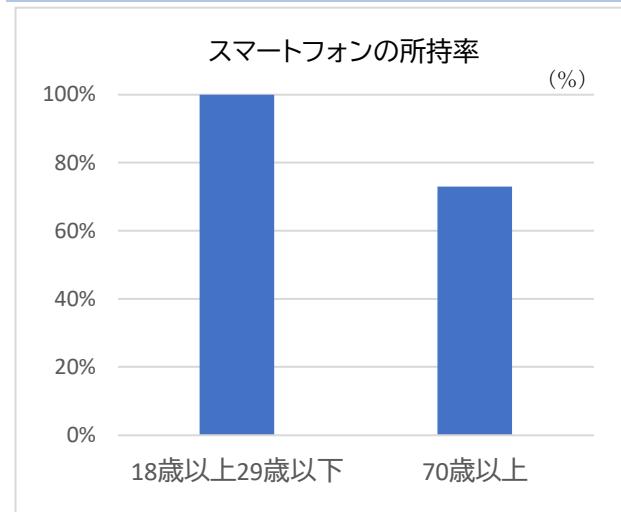
出典:各年の住民基本台帳(3月末)

神奈川区は、今後も人口が増えていくことが予測されますが、65歳以上の人口が増え、他の年代は横ばいの状況となります。また、単独世帯の割合は今後も全世帯の半数以上となります。多様な暮らしを尊重しつつ、さまざまな場面での交流、つながりが必要となります。

区民意識調査(令和5年度) からみた神奈川区

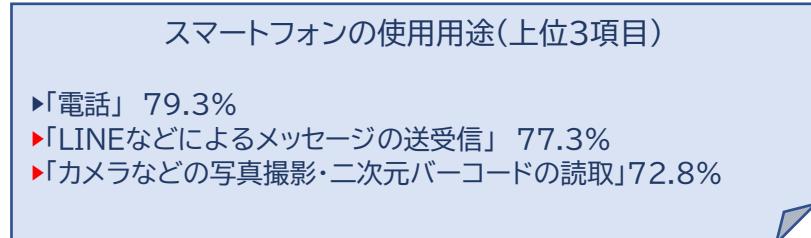
※区民意識調査は18歳以上の区民4,000人を対象
(うち外国籍120人)※住民基本台帳から無作為抽出

(1) 情報通信技術(Information and Communication Technology:ICT)の活用について

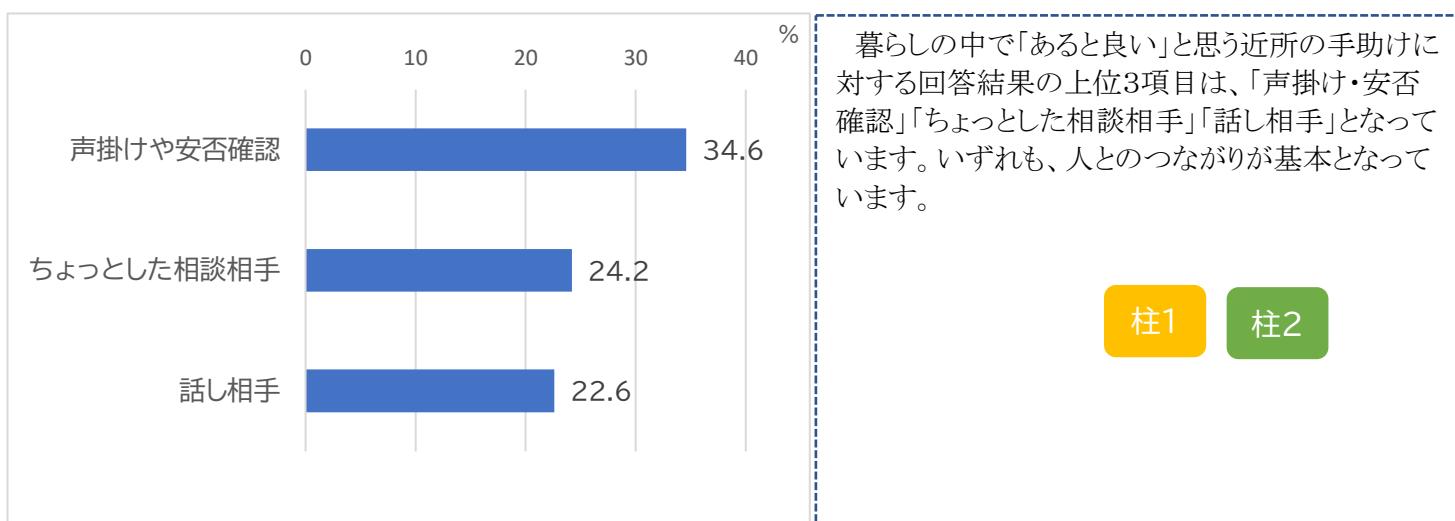


区民意識調査結果では、29歳以下のスマートフォンの所有率は100.0%、70歳以上は73.0%となっています。情報の発信などには、ICTを活用し、より多くの方に伝達できるように工夫していくことが重要になってきています。

柱2



(2) 暮らしの中で「あると良い」と思う近所の手助けについて



(3) ちょっとした手助けとして現在行っていることについて

| 年代 | 回答結果(上位3項目) (%) | | |
|--------|-----------------|----------------|----------------|
| 29歳以下 | 特にない(41.5) | 声かけや安否確認(25.7) | 話し相手(21.3) |
| 30歳代 | 特にない(46.0) | 声かけや安否確認(26.5) | 話し相手(17.5) |
| 40歳代 | 特にない(37.9) | 声かけや安否確認(26.5) | 話し相手(26.5) |
| 50歳代 | 特にない(37.2) | 声かけや安否確認(30.2) | 話し相手(20.4) |
| 60歳代 | 声かけや安否確認(33.4) | 特にない(26.4) | 無回答(23.4) |
| 70歳代以上 | 無回答(33.2) | 声かけや安否確認(31.1) | ゴミ出しの手伝い(20.4) |

ちょっとした手助けとして現在行っていることは、60歳代は「声かけや安否確認」が最も多い回答でしたが、50歳以下の年代は、「特にない」が最も多く、次いで「声かけや安否確認」「話し相手」という回答となっています。様々な人たちが交流できる機会を通じて、声をかけやすい関係づくりも大切になっています。

柱1

柱2

(4) 地域で子どもを育てる世帯を支えるために重要なことについて

| 回答結果(上位4項目) | |
|-----------------------------------|-------|
| 地域の中に子どもが安心して遊べる場所があること | 53.2% |
| 子育て中の親同士で交流できる機会があること | 35.1% |
| 子育て中の人人が子育てに関する不安や悩みを地域の人に相談できること | 34.2% |
| 子育てに関する情報が充実している | 34.0% |

地域で子どもを育てる世帯を支えるために重要なことは、「安心して遊べる場所があること」が最も高い回答となっています。次いで、「親同士が交流できる機会があること」「子育てに関する不安や悩みを地域の人に相談できること」「子育てに関する情報の充実」となっています。

柱1

柱2

(5) 地域で子どもを育てる世帯を支えるためにしたいこと、していることについて

| 回答結果(上位4項目) | |
|--------------------------|-------|
| わからない | 33.7% |
| 地域の中に子どもが安心して遊べる場所を増やすこと | 28.0% |
| 子どもを育てる世帯に気軽に声をかけること | 21.7% |
| 様々な世代が交流する機会を作ること | 16.8% |

地域で子どもを育てる世帯を支えるためにしたいことは、「わからない」が最も高い回答となっています。次いで、「子どもが安心して遊べる場所を増やすこと」「子どもを育てる世帯に気軽に声をかけること」「様々な世代が交流する機会を作ること」となっています。

さまざまな世代が交流し、お互いを知り、それぞれができる行動へつなげていくことが必要となっています。

柱1

柱2

柱3

補足：令和6年度 外国人の意識調査（横浜市）

※外国人意識調査は、市内に居住する満18歳以上の外国人5,000人を対象 ※住民基本台帳から無作為抽出

生活の中で日本人にしてほしいことは何か？

- ★差別意識をもたないでほしい(33.5%)
- ★友だちになってほしい (26.7%)
- ★地域の行事、イベントなどに外国人が参加しやすい環境をつくるほしい(25.1%)

無回答=104、N値=1,512

横浜市が行った、令和6年度外国人の意識調査で、生活の中で日本人にしてほしいことは何か、という設問に対する回答の上位3項目は、「差別意識をもたないでほしい」「友だちになってほしい」「地域の行事、イベントなどに外国人が参加しやすい環境を作つくるほしい」の順となっています。

神奈川区は、市内で4番目に外国人の多い区となっています。地域の行事、イベント等にも参加しやすい環境をつくり、交流を進めていくことが大切となります。

また、ICTの活用は、外国人の方への情報発信には有効な方法となります。

生活に必要な情報の入手方法は？

- ★インターネット(スマートフォン、パソコン、SNSを含む)(85.5%)
- ★日本人の友達・知り合い (37.4%)
- ★テレビ(35.2%)

無回答=52、N値=1,512

柱1

柱2

柱3

5年かけて区全体で目指すこと

基本理念

誰もが住み慣れた地域で、健やかに、
安心して暮らせるまちをみんなでつくろう

推進のための取組

柱1
「ひとりぼっちにならない」まち

- ・基本目標1－1
多様性を尊重し、一人ひとりが抱える困りごとへの理解を広げ、困ったときに身近で相談しやすいまちをつくります。
- ・基本目標1－2
世代や抱える悩みなどの違いをこえた、様々な人たちが交流できる場をつくります。

柱2
「みんながチカラを發揮する」まち

- ・基本目標2－1
一人ひとりがいきいきと、自分にできることを地域で発揮し、個性に着目した多様な活動機会をつくります。
- ・基本目標2－2
運営方法の工夫やデジタル技術を活用した情報発信など、若い世代が楽しく地域の活動に参加しやすい環境をつくります。

柱3
「様々なチカラがつながり合う」まち

- ・基本目標3－1
より暮らしやすいまちをつくるために、地域の様々な人が継続して話し合う場や、取組を進めるための体制をつくります。
- ・基本目標3－2
地域や個人の困りごとの解決のために、区役所・関係機関や、区内の企業・活動団体など、様々なチカラがつながり合う仕組みをつくります。

柱 1

「ひとりぼっちにならない」 まち

基本目標

1

①

多様性を尊重し、一人ひとりが抱える困りごとへの理解を広げ、困ったときに身近で相談しやすいまちをつくります。

区民の声

- みんな違って、みんないい。違いを受け入れられる社会になるといい。
- 情報が入らない人は、孤立しやすい環境をつくりやすい。
- 「今困っていることはありますか」と自然に聞けるといいな。
- 「自立」とは、たくさんの人々に依存することだと思います。たくさんの人たちと関わり、頼つて良いのだと思うと気持ちが楽になる。
- 子育てに関する情報など、住民の様々な悩みを専門家に相談できるイベントがあれば行きやすい。
- 面と向かって相談しにくい問題を抱えた人にとっても、気楽に相談できる仕組みがあると良いのではないか。

目指す姿

- 誰でも違いや困りごとがあるのは当たり前という多様性を尊重する理解が広がり、「大丈夫?」、「助けてほしい」とお互いに声をかけ合えるまち
- 地域の相談窓口として地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点など、様々な機関がもっと身近に感じられるまち

柱 1

「ひとりぼっちにならない」まち

区民のみなさん

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|-----------------------------|--|
| 困ったときにどこに相談したら良いのか確認しておきます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■自分が住んでいるエリアを担当する地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点などの困りごとの相談窓口を知っておきます。 ■民生委員・児童委員や、自治会町内会の関係者が誰なのかを知っておきます。 |
| 「知らない」を学んでみます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■言葉や文化の違うご近所さんを理解するための交流（挨拶、国際交流イベントへ参加など）をしてみます。 ■いざという時のために、防災マップ、浸水ハザードマップ、避難経路などを確認しておきます。 |

活動団体・各種施設・関係機関など

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---|---|
| 「知らない」を「知る」に変えて、お互いにどのような配慮が必要か、一緒に考える機会をつくります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■それぞれの活動団体・施設が活動をとおして把握した困りごとを発信し、困りごとの理解を広めます。 ■それぞれの団体が連携し、分野を越えた横断的な困りごとの理解を広めます。 |
| 頼れる身近な相談相手を目指します！ | <ul style="list-style-type: none"> ■本当に支援を必要としている家庭、子どもなどに活動の情報が届くよう様々なルートを通して、私たちの活動を地域に広めていきます。 ■介護を行っている人や、核家族のなかで子育てをしている人など、日頃の不安や悩みを聞いて、寄り添います。 ■日頃から地域ケアプラザなどの各関係機関との連携を取り、専門的な支援が必要なことがあれば、相談窓口へつなぎます。 |
| 気軽に立ち寄れる施設を目指します！ | <ul style="list-style-type: none"> ■同じような困りごとを抱える人同士が一緒に活動できるきっかけや、仲間になるきっかけをつくっていきます。 ■福祉情報をより身近なところで住民に提供できるよう、各種施設では、館内にまちの情報コーナーをつくります。 |

地域ケアプラザ

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|----------------------------|---|
| 暮らしの中の困りごとを発信します！ | <ul style="list-style-type: none"> ■暮らしの中の様々な困りごとについて話し合える場をつくり、講座の開催や交流の機会を持つことで、まちの皆さんとの学びや理解を深めます。 |
| 相談先として真っ先に思い浮かぶような施設になります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■地理的に地域ケアプラザまで通いづらいエリアには出張相談などを行い、困ったときには誰もがケアプラザに相談できる環境をつくります。 ■様々な相談を受け止めて、必要に応じて、民生委員・児童委員などの関係者や関係機関などと連携して対応します。 ■子育て世代や学生、社会人などの若い世代にも地域ケアプラザが相談先であると知ってもらえるよう周知します。 |
| 各相談機関や団体が活動しやすい環境づくりを進めます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■地域ケアプラザなど、各相談機関が最大限に力を発揮することができるよう区役所が支援します。 ■外国人住民への相談対応や、外国人住民を支援するための地域ボランティアの受け入れなどを多文化共生ラウンジで行います。 |

区社会福祉協議会

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|--|---|
| 区内福祉関係機関や地域活動団体との連携により、「知る」「理解する」ための様々な機会を作ります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■個別支援の相談業務を通じて把握した、暮らしの中の様々な困りごとを地区社会福祉協議会の活動支援といった地域支援業務と結びつけ、生活困窮、権利擁護、障害、子ども、外国人住民などに関する理解を広めています。 ■地域ケアプラザと共に地域の課題分析を行い、個人の困りごとを地域課題として地域住民が捉えられるような働きかけやきっかけづくりを行います。 |
| 区社会福祉協議会が行う事業や役割について様々な機会や媒体を活用し、多くの区民に周知や情報発信を行います！ | <ul style="list-style-type: none"> ■区社会福祉協議会が行う事業について、民生委員・児童委員や相談支援機関、教育機関などの地域住民（相談者）に身近な関係者に周知を徹底します。 ■SNS（Instagramなど）を活用し、わかりやすく、即時性のある情報発信を行います。 ■「誰もが安心して自分らしく暮らせる」ためのまちづくりを目指して、福祉教育・福祉啓発を行います。 ■「自分たちのまちをよくする」ための参加手段のひとつである「寄付」について企業や地元商店、住民に向けて積極的に周知を行います。 |
| 身近な相談者と専門相談窓口とのつながりを強化します！ | <ul style="list-style-type: none"> ■地域における「ゆるやかな見守り」であるふれあい活動について、地区社会福祉協議会などと連携し、その大きさをより多くの区民に広めます。 ■地域における「ゆるやかな見守り」やつながりを通じて、身近な地域で住民の困りごとをキャッチし、必要に応じて住民の支え合い活動につなげたり、民生委員・児童委員や地域ケアプラザなどにつなげていく仕組みづくりを進めます。 |

区役所

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|--------------------------------------|---|
| できるだけ分かりやすい方法で、みんなの「知らない」を「知る」に変えます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■ワークショップ、動画、体験談、スタンプラーなど、誰もが理解しやすい工夫を凝らした取組や情報発信を実施します。 ■「ダブルケア（子育てと介護を同時に担うこと）」、「ひきこもり」「ヤングケアラー」など、各課が連携し、困りごとへの理解を広めます。 |
| まちの中の相談先を知ってもらいます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■地域ケアプラザなど、様々な相談機関や、民生委員・児童委員など、身近な相談相手をまちの誰もが認識できるよう、それぞれの役割を広くPRします。 ■子どもから高齢者まで健康や生活に関することなど、様々な相談をお受けし、区役所の各課が連携して対応します。 |
| 各相談機関や団体が活動しやすい環境づくりを進めます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■地域ケアプラザなど、各相談機関が最大限に力を発揮することができるよう区役所が支援します。 ■外国人住民への相談対応や、外国人住民を支援するための地域ボランティアの受け入れなどを多文化共生ラウンジで行います。 |

区内の取組事例が入ります

柱 1

「ひとりぼっちにならない」 まち

基本目標
1

世代や抱える悩みなどの違いをこえた、様々な
人たちが交流できる場をつくります。

②

区民の声

- 世代や性別、国籍、障害の有無などを問わず、誰でも交流できる場所が身近にあると助かる。
- 共通の趣味の仲間を持つことで、知らず知らずに見守り見守られの関係になっている。
- 自分にとって心地よい場所をつくることが大切
- 転勤者などが、気軽に地域住民と交流できるサークルなどがあれば良い。
- 安心して子どもが遊べる場所や、子育て中の親同士が交流できる機会がほしい。

目指す姿

- 困りごとを抱えている人にすぐに「気づき」、「つなぎ」、「見守る」ことで、困ったときに助けの手が届くまち
- 子どもから高齢者まで、誰もがのびのび・いきいきと参加することのできる活動があり、心も身体も健やかに暮らすことのできるまち

柱1 「ひとりぼっちにならない」まち

区民のみなさん

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|--------------------|---|
| 日頃から近所との交流を大切にします！ | <ul style="list-style-type: none">■近所同士で顔を合わせた時は自分から挨拶をします。■地域のイベントに積極的に参加し、地域の人と交流します。 |
| 近所や身近な人に気を配ります！ | <ul style="list-style-type: none">■地域で気になる人を見かけたら、必要であれば声を掛けたり、また優しく見守りします。■移動販売や地域カフェなどに参加するときに、ゆるやかな見守りを意識します。 |
| まちのイベントに参加してみます！ | <ul style="list-style-type: none">■スポーツイベントや防災訓練、美化活動など、まちの活動に関心を持ち参加することで、毎日を健やかに暮らします。■まちの行事・活動に参加する際に、知人や友人を誘ってみます。■子育て中の親同士や、介護している者同士など、同じ悩みを抱える人たちの集まりに参加してみます。 |

活動団体・各種施設・関係機関など

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---|---|
| 世代、国籍、障害の有無などに関係なく、みんながいきいきと参加できる場を増やします！ | <ul style="list-style-type: none">■身近なまちの中で、顔見知りを増やす場やきっかけをつくります。■主催する活動や行事に誰もが参加しやすい工夫をします。■まちで行う行事などの際に、子どもたちとまちの大人たちが交流するきっかけをつくります。■昔から住んでいる住民と新しい居住者が交流できる場をつくります。■悩みを相談したり、お願いごとを頼んだりできる関係性や場をつくります。■様々なイベントや集いの場に参加するための「お出かけ」のお手伝いをします。■支援を受けていた方が、支援するような支え合いの環境をつくっていきます。 |
| 緩やかな見守りの目を広げます！ | <ul style="list-style-type: none">■「ふれあい活動」など、まちの中で行う見守りの活動により、誰かを気に掛ける目を広げていきます。 |

地域ケアプラザ

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---|--|
| まちの環境に合わせ、身近で集える場づくりや、見守りの仕組みづくりを支援します！ | <ul style="list-style-type: none">■世代や立場を超えて交流できるサロンなどがまちの中に立ち上がり、継続的に運営されていくよう支援します。■まちで行われている見守り活動がより充実するよう、見守りのポイントや工夫に関する研修会などを実施します。■元気なうちから周囲と自分の意向を共有できるよう、ライフデザインノートなどを区役所と共に活用していきます。■運動や閉じこもり予防の活動を始めたい方などを対象に、元気づくりステーションの立ち上げや運営を区役所と共に応援します。 |
| 誰もが集まれる機会をつくります！ | <ul style="list-style-type: none">■子育て世代の交流会や介護予防教室などの事業を実施し、子どもから高齢者までそれぞれのニーズに応じた場や多世代が交流できる機会をつくります。 |

区社会福祉協議会

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|------------------------------------|---|
| 社会福祉協議会のネットワークを活かして、交流の機会づくりを進めます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■地域ケアプラザや福祉施設、地区社協などの地域関係者と連携し、障害児者やその家族、外国人住民などが地域住民と交流する機会をつくります。 ■さまざまな分野のボランティア活動者やボランティア活動団体、福祉保健活動拠点の登録団体などがつながり合い、交流・情報交換ができる場を作り、新たな活動の創出につなげます。 ■地域の中でつどいの場や交流の機会を増やすために、「ふれあい助成金」などによる資金面での活動支援を行います。 |

区役所

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|------------------------------------|--|
| 身近な人を気に掛け、異変にいち早く気付くことできる環境をつくります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活の中で気になる人へ行う見守り活動の大切さを広めることで、まち全体に見守りを広げていきます。 ■乳幼児健診などにより、子どもの発達や保護者の困りごとを確認します。 |
| 誰もが集える居場所や機会を充実させます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■いきいきと楽しみながら多世代交流を図れるよう、ウォーキングなどのイベントを企画します。 ■区民まつりや湊フェスタなど、様々な活動を行う施設や団体の皆さんのが活躍・発表できる機会を設けます。 |

イラストを掲載予定です

区内の取組事例が入ります

柱 2

「みんながチカラを発揮する」 まち

基本目標

2

①

一人ひとりがいきいきと、自分にできることを
地域で発揮し、個性に着目した多様な活動機会を
つくります。

区民の声

- これまであまり住んでいる地域に目を向けなかったが、地元にもこんなにいいところがあるのだと知りたいし、地元の為に何かできる事を見つけてていきたい。
- 地域は、人材の宝庫。地域から受けたことを恩返ししていくことを続けてていきたい。
- 自身の得意分野を登録し、地域貢献できる人材バンクのようなものがあれば良い。
- 何ごとも新しい人の考え方なども吸い上げる仕組みがないと活動を継続することはできない。
- 高齢者だけではなく、子どもを地域で見守り育てていくという共助の関係も非常に重要。

目指す姿

- ▶趣味や特技、経験など、一人ひとりの力を活かすことで、誰もが誰かのために貢献でき、生きがいをもって健やかに暮らせるまち
- ▶地域の一員である子どもや若者を地域全体で育む意識が高いまち

区民のみなさん

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|-----------------------|--|
| 自分の得意なことやできることを発見します！ | <ul style="list-style-type: none"> ■地域で行われている様々な活動に興味を持ち、自分にできることを探してみます。 ■誰がどんなことを求めているのか、自分にどんなことができるのかを区ボランティアセンター・地域ケアプラザに相談します。 |
| 自分ができることを楽しんでやります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■自分の趣味や特技、経験などを活かして、自分が誰かのためにできることをチャレンジしてみます。 |

活動団体・各種施設・関係機関など

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|------------------------|--|
| 誰もがやりがいを持てるような活動を広げます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■誰かのために貢献でき、つながりや、やりがい・いきがいを感じられるような活動メニューを増やし、広げていきます。 ■地域の方に活動できる場を提供しつつ、家族も孤立することなく、気軽に参加できるような機会をつくります。 |

地域ケアプラザ

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|------------------------|---|
| まちで活躍する新たな人材を育成していきます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■様々な機関・団体と連携し、幅広い世代に興味を持ってもらえるようなボランティア講座を開催します。 ■まちでボランティア活動を行う組織（いわゆる「地区ボランティア団体」）の立ち上げや活動を支援します。 |
| 誰もがいきいきと集まれる場をつくります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■「何かをしたい」という人に、公園や地域ケアプラザなどを利用して活動できる場を設けます。 ■各団体の活動を支援し、一人ひとりが参加しやすい環境をつくります。 ■多くの方に地域活動や集いの場に関する情報発信をします。 |

柱2

「みんながチカラを發揮する」まち

区社会福祉協議会

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|--------------------|---|
| ボランティア活動の機会を増やします！ | <ul style="list-style-type: none">■福祉施設や地域ケアプラザと協力しながら、より身近で気軽に誰でも参加できるボランティア活動の機会を増やします。■ボランティア活動を行う上で、大切な知識などを学ぶための講座を地域の様々な場所や機会を通じて行います。■子育て中の方、障害のある方やひきこもりの方が社会参加のひとつとして、ボランティア活動に参加し、やりがいや役割を持つ機会をつくります。 |

区役所

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---------------------------------|--|
| まちや誰かのために取り組む人を応援する仕組みや場をつくります！ | <ul style="list-style-type: none">■地域活動の担い手発掘・育成のための講座を開催するとともに、中間支援組織との連携強化を図り、地域活動の活性化を進めます。■健康づくりに関わるグループ、団体の活動継続を支援します。■地域内の人材の発掘・育成のため、区内区民利用施設と連携して「地域デビュー講座」を開催します。 |

イラストを掲載予定です

区内の取組事例が入ります

柱 2

「みんながチカラを発揮する」まち

基本目標

2

②

運営方法の工夫やデジタル技術を活用した情報発信など、若い世代が楽しく地域の活動に参加しやすい環境をつくります。

区民の声

- LINEまたはインスタなどのSNSにて、もっと地域のことについて何を相談できるのかを発信して欲しい。
- 子育て中の私でも、時間や場所などの工夫があれば、地域の活動に参加したい。
- 若手の担い手が増えたので、アイデアも広がり、スタッフも楽しんで活気が出てきました。
- 子ども会を経て、中学生、高校生も参加できる企画を考えたい。
- 「みんなのチカラ」を引き出すということは難しい部分もあるが、若い力を活用できる仕組みを作っていくたい。

目指す姿

- 学生や子育て・働き盛り世代など、若い世代が活躍できるよう、デジタル技術を活用し、より参加しやすい環境が広がるまち
- 地域活動を担っている人たちと若い世代の意見交換が活発に行われるまち

区民のみなさん

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|----------------------------------|---|
| 若い世代が自分の住んでいるまちに今よりも少しだけ関心を持ちます！ | ■SNSなど、日頃から自分が使い慣れた手段を用いて、まちのことやイベントの情報を入手します。 |
| 若い世代ならではのつながりで、まちをPRします！ | ■イベントの情報や、実際に参加した感想をSNSや口コミなどで広げていきます。 ■デジタル技術などを活用して、地域のつながりを広げていきます。 |

活動団体・各種施設・関係機関など

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|-----------------------------|--|
| 若い世代がまちに関われるよう、きっかけづくりをします！ | ■若い世代の発想を活かして地域の活動ができるように、工夫していきます。 ■働いている人や子育て世代もまちの活動に参加しやすいような企画を考えます。 ■まちの行事の企画を若い世代や学生に担ってもらいます。 ■子どもや学生の地域活動体験の受け入れ先として、積極的に協力します。 ■若い世代がまちとつながりやすいよう、SNSなどの新しいコミュニケーション方法の活用を検討します。 |

地域ケアプラザ

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|------------------------------|---|
| 子どもの頃から地域の活動に参画するきっかけをつくります！ | ■福祉教育・ボランティアなど、小中学生の成長過程でまちの活動に関わる機会をつくります。 ■総合学習やスクールソーシャルワーカーを通じ、学校との関係性を深め、地域行事などの中で子ども達と交流する場をつくります。 |
| 若い世代が地域活動に関心が持てるよう情報発信します！ | ■若い世代にまちの様々な情報を提供し、多世代との交流を促すなど、まちの活動を知るきっかけをつくります。 ■在学の学生に留まらず、在住の若い世代への情報発信や地域活動の機会の創出・発信などを行います。 |

区社会福祉協議会

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---|--|
| 地域活動・ボランティア活動の好事例について、積極的に共有・発信します！ | <ul style="list-style-type: none"> ■既存のホームページや広報紙はもとより、ほかの情報発信手段を多角的に活用します。 ■デジタル技術やSNSなどを活用し、地域活動やボランティア活動の魅力を発信し、新たな担い手を見つけます。 |
| 若い世代（主に中～大学生）が楽しくボランティア活動に参加できるような仕組みを作ります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■福祉施設や活動団体と協力し、学生が持つスキルや情報を活かして、参加できるボランティア講座や活動体験などの機会をつくります。 |

区役所

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---------------------------------------|--|
| 子どもの頃からまちに関わるきっかけをつくります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■区内小学校での出前授業や中学生を対象にしたグループワークなどによる福祉教育を実施します。 ■市立保育所で開催するまち歩きに民間園の職員を呼びかけ、職員や未就学児などの防災意識強化を図ります。 ■防災などの担い手として期待の高い中学生をまちの活動につなげます。 |
| 若い世代が日頃から使っているデジタルツールを用いて、まちの情報を届けます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■区の取組や区政情報を、ホームページ、X、屋外看板や庁内モニターなどの各種媒体を使って効果的に発信します。 ■自治会町内会を対象に、事務の効率化や効果的な情報発信のためのICT（情報通信技術）導入・活用に向けた支援を行います。 |

イラストを掲載予定です

区内の取組事例が入ります

柱 3

「様々なチカラがつながり合う」 まち

基本目標

3

1

より暮らしやすいまちをつくるために、地域の
様々な人が継続して話し合う場や、取組を進める
ための体制をつくります。

区民の声

- 地域内の様々な活動をする人との情報交換や交流を図り、普段からのネットワークを広げることが大事
- 地区別計画の推進会議などを通じて、「お互いさま（共助）」の力を高めていけるといい。
- 『個人の困りごと』を『地域の困りごと』として捉える視点を広められるといい。
- 話合いの場を持つことで、新たな取組のアイデアや工夫が浮かび、継続して話すことの大切さを感じている。
- 高齢者が買い物しやすい環境支援が必要

目指す姿

- 地域や個人の困りごと（担い手不足、防災、移動、買い物など）を解決するために、様々な人が継続的に意見交換する場があるまち
- 困りごとの解決のために挙げられたアイデアを具体的に実現していくことができるまち

柱3

「様々なチカラがつながり合う」まち

区民のみなさん

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---------------------------|---|
| 住んでいるまちについて話し合う場に参加してみます！ | ■住民向けのアンケートや、まちの中で行われている話し合いの場に参加し、実際に暮らしている人の視点で、より良いまちになるための意見交換をしてみます。 |

活動団体・各種施設・関係機関など

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|------------------------------------|---|
| まちの困りごとについて、地域で活動する仲間同士で意見交換してみます！ | ■まちの中の困りごとや課題について、仲間同士で話し合い、出た意見を地域ケアプラザなどまち全体へ発信していきます。 ■関係する団体や機関と定期的に活動の取組を話し合ったり、情報共有を行うことで新たなアイデアや取組を実現させていきます。 |

地域ケアプラザ

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|------------------|--|
| 身近な場での話し合いを進めます！ | ■地域ケア会議を活用し、地域ケアプラザ職員の専門性を活かし、まちと関係機関で困りごとの解決に向けて意見交換を行います。 ■一人ひとりの困りごとをまちの課題として受け止め、具体的な対応策について、様々なメンバーが参加した会議（協議体など）で検討していきます。 ■起伏に富む地区特性やエレベーターがない集合住宅を抱えるエリア特性に着目し「買い物支援」や「移動支援」の仕組みづくりに向け、自治会町内会、関係機関、企業などの連携・協働を推進します。 |

区社会福祉協議会

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|------------------------------------|---|
| <p>地域のつながりを生かした話し合いの場づくりを進めます！</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■地区社協のネットワークを活かし、まちの課題について話し合う場づくりを支援していきます。 ■区役所、地域ケアプラザなどとともに、地域にある個別または包括的な課題に対して、地域住民や専門職などが継続して話し合える機会を作ります。 ■区社協の様々な「助成金」（ふれあい助成金や地区社協への助成金など）を活かし、話し合いの場づくりや活動が広がるよう支援します。 |

区役所

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---|--|
| <p>まちの困りごとについて継続的に話し合う場が開催されるよう応援します！</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■まちの困りごとや課題解決のためのアイデアを意見交換するための『計画推進会議』などが地区ごとに開かれるよう、区社協や地域ケアプラザとともに支援します。 ■地域ケア会議などを活用し、個別の課題を区域全体で集約し、解決に向けた具体的な仕組みや取組を検討します。 ■地域防災拠点の環境整備やマニュアル改訂支援などにより、地域防災拠点運営委員会の活動を支援します。 |

イラストを掲載予定です

区内の取組事例が入ります

柱 3

「様々なチカラがつながり合う」 まち

基本目標

3

②

地域や個人の困りごとの解決のために、区役所・関係機関や、区内の企業・活動団体など、様々なチカラがつながり合う仕組みをつくります。

区民の声

- 活動している様々な人たちがつながる仕組みや体制をつくることが大切
- まずは支援者同士の「顔の見える関係づくり」から始める。
- ひとつの団体だけではできない。地域活動団体同士での協働を広げたい。
- 自治会費を負担いただいている商業施設と連携し、若い人を呼びこむための施策を検討している。
- 区役所や関係機関から、住民の目線では気づかないような地域の課題を教えてほしい。

目指す姿

- ▶区内の企業や施設、活動団体などが地域と伴走することで、地域全体の活動がより一層推進されるまち
- ▶地域や個人の困りごとを解決するために、区役所や関係機関がそれぞれの強みを活かして地域に関わるまち

区民のみなさん

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---|--|
| 身近で活動する団体、まちにある施設や企業が日頃どんな活動をしているのか関心を持ちます！ | <ul style="list-style-type: none"> ■まちにある団体、施設、企業が自分たちにどのように関わるのかを考え、活動内容についても関心を持ちます。 ■まちの各団体、施設、企業などのイベントや活動に参加してみます。 ■福祉教育や啓発イベントなどを通じて、地域に住む多様な人たちについて、理解します。 |

活動団体・各種施設・関係機関など

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|---------------------------------|--|
| 自分たちの団体の特性を活かし、まちづくりに主体的に関わります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■自分たちの活動をまちに対して積極的に発信していきます。 ■団体の強みを活かした活動を行い、他の団体と協力しながらまちづくりに取り組みます。 ■地域の一員として、一人ひとりの職員・社員が地域貢献について、考えていきます。 |
| 施設・企業として、まちのニーズを知ります！ | <ul style="list-style-type: none"> ■施設利用者やその家族が、まちの住民と交流する場を設けることで、まちが求めていることを理解します。 ■職員・社員研修でまちの活動に積極的に参加することで、まちとの関係づくりを行います。 ■施設や企業とまちが連携することでどのようなことができるのか、まちの住民がどのようなことを求めているのかと一緒に話し合う場を設けます。 |

地域ケアプラザ

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|-----------------------|--|
| 地域のチカラを大きなネットワークにします！ | <ul style="list-style-type: none"> ■地元の企業や商店、N P Oなど、まちで活動するチカラをつなぎ、それぞれが強みを活かして連携した取組ができるようにします。 ■保育園やグループホームなど、まちにある各種施設や企業をまちの活動につなげます。 ■まちで実施されている様々な取組を関係機関へ情報提供することで、適切なサービスが行き届くようにします。 ■「神奈川区多文化共生ラウンジ」への広報紙の配架や共催事業の実施の検討などを通じて、外国人住民の支援や身近な相談の窓口として相談しやすい環境づくりに努めます。 |

区社会福祉協議会

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|------------------------------------|---|
| 福祉施設や企業と地域活動とを引き合わせるコーディネートを推進します！ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉施設や企業、事業所のチカラを活かした地域貢献活動を進め、地域と施設・企業双方にとってプラスとなる活動支援を行います。 ■ 生活困窮、権利擁護、障害、子ども、外国人住民など、個人やまちのそれぞれの困りごとやニーズに応じて、区役所各課や関係機関と協働して、制度やサービスの枠にとらわれない支援や取組を検討します。 |

区役所

| 取組の方向性 | 具体的に行うこと（例） |
|-----------------------------------|---|
| 区社協や地域ケアプラザと連携して、より良いまちづくりを支援します！ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 区社協や地域ケアプラザとの定期的な打合せの場（地域別グループなど）を持つことで、まちの状況や困りごとなどを随時共有します。 ■ まちの困りごとをふまえ、支援の方向性を検討し、区域で取り組むべき内容については、各団体や機関につないでいきます。 |

イラストを掲載予定です

区内の取組事例が入ります

③ わたし達も「暮らしやすいまち」を考え行動します！

小中学生への普及啓発の取組事例が入ります

「神奈川区地域福祉保健計画」について

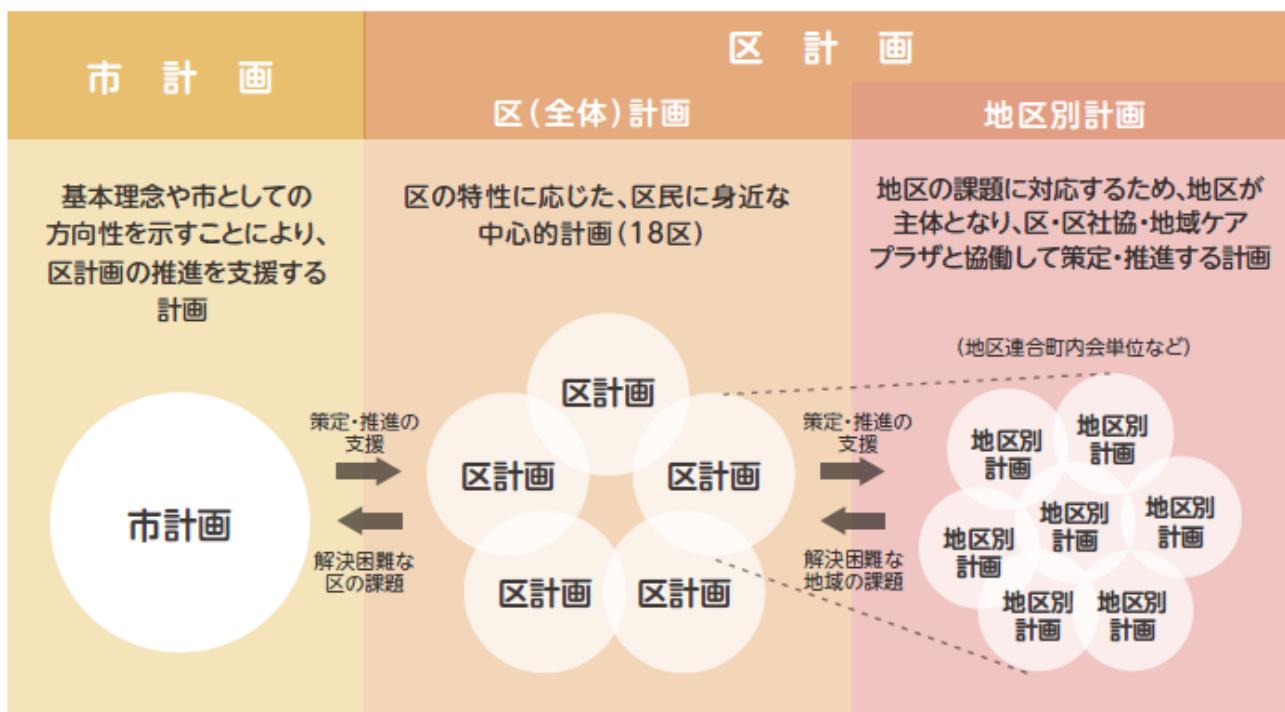
神奈川区では、子どもから高齢者までのすべての方を対象に、区民と協働で「かながわ支え愛プラン（神奈川区地域福祉保健計画）」を策定し、推進しています。

(1) 「地域福祉保健計画」とは

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に地域福祉の推進に関する事項を定める計画として位置づけられています。（横浜市では、福祉と保健の取組を一体的に推進するため、第2期計画より名称を「地域福祉保健計画」としています。）

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18 区ごとの区計画（区（全体）計画、地区別計画）で構成されています。現在の地域福祉保健計画は、5期目に突入し、令和8年～令和 12 年が計画期間となっています。

【市計画・区計画・地区別計画の関係】



【市計画・区計画の計画期間】

| | H17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|---------------|-----|----|----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
| 市計画 | | | | 第1期(H16～) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 活動計画 (市社協) | | | | 第3次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区計画 | | | | 第1期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 活動計画 (区社協) | | | | 第1期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

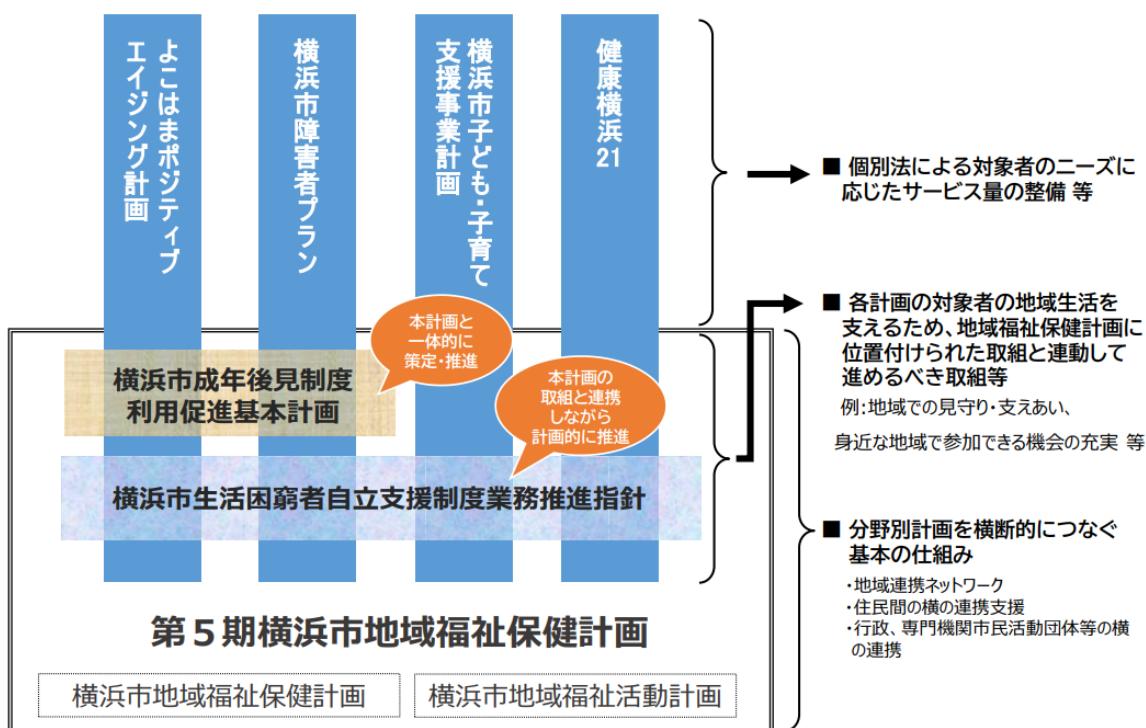
横浜市では、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、次のようなものを策定しています。

- ・よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
(老人福祉法、介護保険法)
- ・横浜市障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法）
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法）
- ・健康横浜21（健康増進法）

横浜市の地域福祉保健計画は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、策定・推進するものです。

【他プランとの比較（横浜市地域福祉保健計画より）】

<主な福祉保健の分野別計画との関係>



【地域福祉保健計画に関する計画】

- ・横浜市自殺対策計画・横浜市子どもの貧困対策に関する計画
- ・横浜市教育振興基本計画・横浜市再犯防止推進計画・横浜市人権施策基本指針

(2) 地域福祉活動計画との一体的な策定・推進について

区社会福祉協議会では、地域住民と協力して、住民同士のつながりや支え合いの活動を支援するため、「区地域福祉活動計画」を策定・推進してきました。

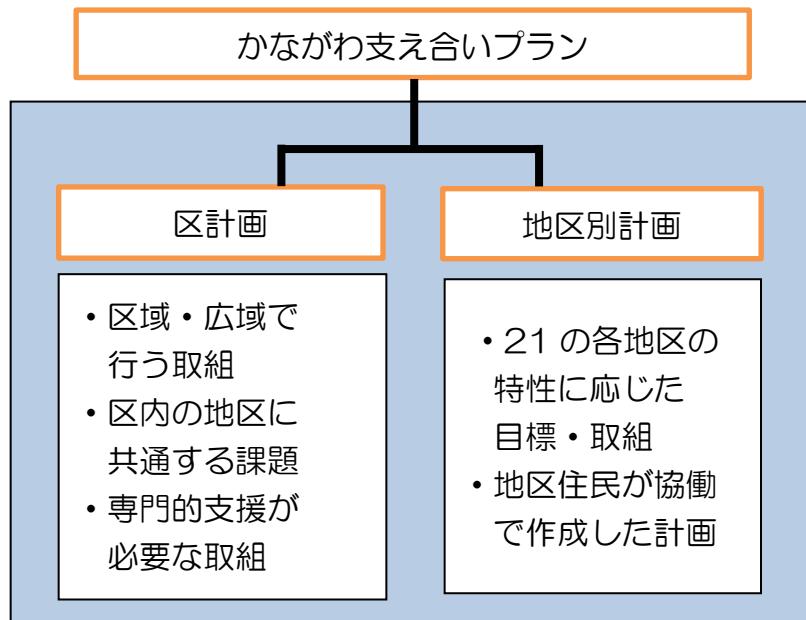
「神奈川区地域福祉活動計画（平成24年度～27年度）」は、平成22年度に策定された「第2期神奈川区地域福祉保健計画」と基本理念、推進の柱、目標などについて共通の視点を持って策定され、地域課題の解決に向けた取組が行われてきました。

「地域福祉保健計画」と「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉保健を推進するための計画であり、第3期からは、区民にとって、よりわかりやすく、取り組みやすい計画となるよう、二つの計画を一体的に策定しています。

(3) 計画の構成

神奈川区地域福祉保健計画は、「区計画」と「地区別計画」で構成されています。

神奈川区では、第3期から「地区別計画」を21の地区連合エリアごとに策定することとし、地区的特徴や課題の解決に向けた地域の主体的な取組を示す内容としています。「区計画」は地区別計画や地域活動を支援するための取組や区域全体で進めるべき取組を中心に盛り込んでいます。



(4) 計画の策定過程と第1期から引き継ぐ考え方

ア 第1期計画（平成17～21年度）

「誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らす」ための計画として、平成16年度に「第1期神奈川区地域福祉保健計画」を策定しました。

第1期計画では、地域におけるふれあい訪問や親子のたまり場づくり（すぐすぐかめっ子）などの取組が広がったほか、区では子育て支援拠点や地域ケアプラザなどの場づくりに取り組みました。一方で、高齢者、障害者など、地域での支えあいを必要とする人が増え、「挨拶を交わす程度」のご近所づきあいから一歩進めた「お互いを支えあう」地域づくりが望まれました。

イ 第2期計画（平成22～27年度）

第1期計画での取組を踏まえ、より身近な地域課題の解決に取り組むため、「地区連合町内会」を基本とした21地区ごとの「重点課題」と「地域の取組」を「地域ケアプラザ・地域包括支援センター」のエリアにまとめ、「地区別計画」として策定しました。

また、地域別懇談会などで出された各地区に共通する課題や区を取り巻く状況から、「地域のつながり」「地域活動を支える仕組みと組織」「担い手づくり」「情報の共有と発信」の4つの柱に基づく「区全体計画」を策定しました。

第2期計画では、地域づくりデビュー講座などから地域のボランティアにつながったほか、障害者を地域で見守る取組の検討が災害時要援護者支援をきっかけに始まるなどの取組が広がりました。一方で、継続して21地区で推進や進捗を話し合える場や認知症の高齢者などを地域で見守り支えるための取組が求められていました。

ウ 第3期計画（平成28～令和2年度）

第1期及び第2期地域福祉保健計画での取組の振り返りや地区別計画策定推進会議での検討結果、また区民意識調査や活動団体へのインタビューなどの結果に社会情勢なども加味し、第3期計画を策定しました。

第3期の「区全体計画」は「支援が必要な人が支援につながる仕組みづくり」「健やかで心豊かに生活できる地域づくり」「地域を支える人材を支援する仕組みづくり」「身近な支えあいの仕組みづくりとそれを推進する体制づくり」の4つの柱を立て取り組みました。

また、「地区別計画」は、より身近な地域課題について話し合い、解決に向けての取組に結びつきやすいよう、21の地区連合エリアで策定しました。

第3期計画では、障害や子育ての悩み、認知症などへの理解が広がるだけでなく、高齢者と子どもなどで多世代交流するサロンができるなど、地域でサロン活動が広がりました。しかしながら、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、以前と同じように地域活動を実施するのは難しくなる時期もあり、会う方法を工夫するなど、新しい生活様式に適応しながら、つながりが途絶えないようにする動きも広がりました。

エ 第4期計画（令和3～令和7年度）

第3期までの基本理念をふまえ、「健康づくり」の視点を加えるとともに、計画の主体が神奈川区にかかる幅広い世代であることを意識して第4期計画を策定しました。

また、第4期計画は神奈川区がどんなまちなのか、区の特色や住民の傾向など様々なデータで紹介していることが特徴です。ひとり暮らしの人が多く、核家族化が進んでいることや見守りや声かけの重要性が増している区ということが示されています。

一方で、第4期地域福祉保健計画が始まった令和3年度は、まだ新型コロナウィルス感染症が収束しておらず、「集う」「交流する」という地域活動を以前と同じように行うことが難しい状況が続いていました。

しかし、コロナ禍を経て、地域の中でのつながりの大切さを再認識した第4期計画は、「誰ひとり孤立することなく、支えあって暮らせるまちにしていきたい」「子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした取組を広げていきたい」という多くの声を背景に、3つの柱（「ひとりぼっちにならない」「みんなのチカラを発揮できる」「地域のチカラがつながり合う」）と7つの基本目標で区計画を推進しました。

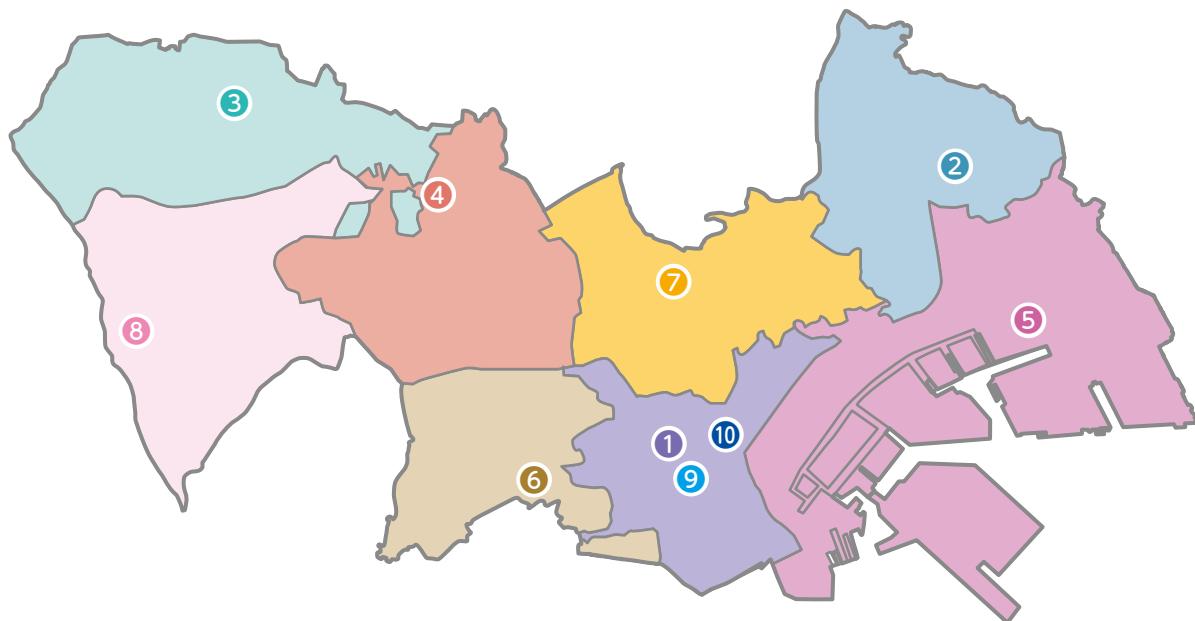
「集まりたい」「交流したい」という思いを大切にしながら、徐々に地域活動もコロナ禍以前の活動に戻っていました。さらにICTの活用や地域と福祉施設などの協働によって、新しい地域活動が生まれており、21地区ごとの「地区別計画」でもそれぞれの地区の特性を生かした取組みが進められました。

第1期から引き継いできた考え方

- 地域では、性別、年齢、職業、国籍など様々な違いを尊重しつつ、多くの人が暮らしている。
- 地域で生活する上で、何か困ったことや悩みなどを相談できる場所があつたり、一緒に考えてくれる人がいたりすることは安心感につながる。
- そのためには、お互いを知り、人と人とのつながりを大切にし、支えたり支えられたりのお互い様の関係をつくることが大切。
- 地域の支えあいの取組を進め、地域課題解決に向けた取組を充実していくことが地域福祉の推進である。
- 地域で暮らす様々な人が自分らしく生活できる地域をつくることが、いきいきと暮らしていくことにつながっていく。
- これからも住み続けたいまちをつくっていくために、この計画を推進していく。

施設の所在地 (地域ケアプラザ・地域包括支援センター／) 神奈川区社会福祉協議会／区役所)

地図上の数字は、各施設の所在地になっています。
また、地域ケアプラザ等が担当するエリアで色分けしています。



| 名称 | 所在地 |
|--------------------------------------|------------------------|
| ①横浜市反町地域ケアプラザ | 神奈川区反町1-11-2 |
| ②横浜市神之木地域ケアプラザ | 神奈川区神之木町7-1 |
| ③横浜市菅田地域ケアプラザ | 神奈川区菅田町1718-1 |
| ④横浜市片倉三枚地域ケアプラザ | 神奈川区三枚町199-4 |
| ⑤横浜市新子安地域ケアプラザ | 神奈川区新子安1-2-4 |
| ⑥横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ | 神奈川区沢渡56-1 |
| ⑦横浜市六角橋地域ケアプラザ | 神奈川区六角橋3-3-13 |
| ⑧地域包括支援センター若竹苑 | 神奈川区羽沢町550-1 |
| ⑨横浜市神奈川区社会福祉協議会 (横浜市神奈川区福祉保健活動拠点) | 神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川 1F |
| ⑩横浜市神奈川区役所 | 神奈川区広台太田町3-8 |

地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所の紹介

区、区社協、地域ケアプラザが、それぞれの役割を果たしながら連携し、地区の状況に応じて様々な活動を支援していきます。



地域ケアプラザ・特別養護老人ホーム併設 地域包括支援センター

- 区内に8か所ある施設
- 地域にある身近な福祉や保健の総合相談窓口
- 主に4つの機能があります。
 - ①地域活動・交流
地域の福祉活動、保健活動の場や情報の提供
 - ②生活支援体制整備事業
高齢者の生活支援・介護予防・社会参加を推進
 - ③地域包括支援センター
高齢者の介護等に関する相談・支援
 - ④介護予防支援・居宅介護支援
介護認定の申請・更新手続きの代行、ケアプランの作成
- ※その他、デイサービスを行っている施設もあります。

連携して支援

地域主体の課題解決に 向けた取組



区役所

- 区役所内にある福祉保健センターを中心に、福祉と保健に関する相談からサービス提供までを一貫的に対応しています。
- 福祉保健センターは、福祉事務所と保健所の機能を持っており、専門の職員（社会福祉職、保健師等）が福祉・保健に関する相談を受け、その他にも生活衛生から保険年金に関する事まで、様々な内容を扱っています。



区社会福祉協議会

- 社会福祉法に基づき、身近な福祉課題について地域の皆さんと一緒に考え取り組んでいる団体です。
- ボランティアの相談や福祉教育の推進に取り組んでいます。
- あんしんセンター等の権利擁護に関する事業や障害のある人の移動等についての相談事業も実施しています。
- その他、地区社協の支援や福祉保健活動拠点の運営も担っています。

用語解説

| 50音 | 用語 | 内容 |
|-----|-------------|---|
| ア | アウトリーチ | 必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関が積極的に働きかけて情報や支援を届けること。 |
| イ | 意思決定支援 | 知的障害や精神障害などで意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。 |
| イ | 移動支援 | 外出が困難な障害者や高齢者に対して、通院など、社会生活において必要な外出や余暇活動などの社会参加のための移動を支援すること。 |
| イ | いわゆる8050問題 | 80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支え、親の介護の問題など、課題が多様化・複雑化し、地域の中で孤立している状態にある世帯。背景には、ひきこもりの長期化・高年齢化がある。 |
| カ | 買い物支援 | 外出が困難な障害者や高齢者など、日常的な買い物で困っている人へ商品の配達や出張サービス、買い物代行、移動販売の誘致を通じて支援すること。 |
| カ | 関係機関・団体 | この計画では、社会福祉法人、施設、地域子育て支援拠点、保育園、学校、障害児者団体、障害者地域活動ホーム、精神障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター、居宅介護支援事業者、医療機関、サービス事業者、企業、NPOなどを位置づけている。 |
| キ | 基幹相談支援センター | 2016年4月から、各区にある社会福祉法人型障害者地域活動ホームに設置された障害のある方やその家族などのための総合相談支援機関。基幹相談支援センターでは、区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、障害のある方やその家族などからの相談に応えるとともに、地域の方や関係機関などとも連携し、地域づくりに取り組んでいる。 |
| ク | 区社協あんしんセンター | 市内に在住する、ご自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢者や障害者が安心して生活できるよう、権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行う機関で、区社会福祉協議会が運営している。 事業内容：権利擁護事業（①相談②福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス③財産関係書類など預かりサービス） |
| コ | コーディネート | 課題の解決や連携・協働など、目的に応じて個人や団体・関係機関をつなぎ、互いの情報共有や必要な調整を行うこと。 |
| コ | 後見的支援室 | 専任の職員が常駐し、障害（市内在住、18歳以上）のある人が願う地域での暮らしが実現できるよう、その方法とともに考える事業。 |
| サ | 災害時要援護者 | 高齢者、障害者など、地震などの災害時に自力避難が困難な方のこと。 |
| シ | 自治会町内会 | 一定の地域で、地域の課題解決や住民相互の親睦を目的に自主的に組織された住民団体。住民ならだれでも加入でき、親睦のためのイベント、清掃などの環境整備、防災などに関することなどの様々な事業を行う。 |

| 50音 | 用語 | 内容 |
|-----|-----------------|--|
| シ | 市民活動・生涯学習支援センター | 地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目指し、市民公益活動と生涯学習を支援する区域の中間支援組織。 |
| シ | 市民後見人 | 市区町村などが実施する養成研修を受講するなど、成年後見人などとして必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人などとして選任した人のこと。 |
| シ | 社会的孤立 | 家族や知人、職場や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどないため、生活上の問題が生じたときに支援につながりづらい状態。 |
| シ | 社会福祉協議会 | 社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び18の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね地区連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。 |
| シ | 社会福祉事業 | 社会福祉法第2条において、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に大別され、具体的な事業が列挙されている。主として第一種社会福祉事業が入所施設中心、第二種社会福祉事業は通所・在宅サービスが中心。 |
| シ | 社会福祉法人 | 特別養護老人ホームの運営など、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。 |
| シ | 住民主体 | 一人ひとりの住民が地域福祉保健(困りごとの解決やより良い暮らし)への関心を高めるとともに、自らができるることを生かして主体的に関わり、参加すること。 |
| シ | 食生活等改善推進員 | 各区で実施している食生活など改善推進員養成講座を受講した、食生活改善などの地域の健康づくりの活動を行うボランティア。 |
| シ | 親族後見人 | 成年後見人として選任された親族のこと。 |
| セ | 生活困窮者自立支援制度 | 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた包括的な支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度。 |
| セ | 生活支援コーディネーター | 高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりを進めるコーディネーターのこと。横浜市では、第1層生活支援コーディネーターを18区の社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを地域ケアプラザなどに配置し、地域のニーズに合わせて、高齢者に必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させるための取組の支援、関係者間の情報共有、連携体制づくりなどを行っている。 |

| 50音 | 用語 | 内容 |
|-----|----------------------|--|
| セ | 性的少数者 | 性自認（自己の性別についての認識）や性的指向（恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、向いていないか）のあり方が多数派とは異なる人のこと。「LGBT」は「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として使われている言葉の一つ。 |
| セ | 制度の狭間 | 課題があるにもかかわらず、どの制度、サービスの対象にもならない状態。 |
| セ | 成年後見（制度） | 認知症、知的障害、精神障害などの理由で自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるように保護し、法律的に支援する制度。成年後見人などは、本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行う。 |
| コ | 多文化共生ラウンジ | 市内在住の外国人住民のための生活情報提供、相談を多言語で実施とともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っている。 |
| チ | 地域関係者・地域組織 | この計画では、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、委嘱委員、ボランティア、地域活動者などを位置づけている。 |
| チ | 地域ケアプラザ | 高齢者、子ども、障害のある人など、誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている、横浜市独自の施設。 |
| チ | 地域交流コーディネーター | 地域の中で、主として子育て支援、高齢者支援、障がい児者支援、地域支援にかかわるネットワーク作り、交流の場や担い手作りを進めるコーディネーターのこと。 |
| チ | 地域子育て支援拠点 | 就学前の子どもとその保護者が遊んだり、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。地域で子育て支援にかかる方のために研修会なども実施している。 |
| チ | 地区社会福祉協議会（地区社協） | その地域に暮らす人たちが、自らの地域を良くするために様々な活動を行う任意の団体。 |
| チ | 地区別支援チーム（地域別グループ） | 地区別計画の推進に向けて、区役所、区社協、地域ケアプラザなどで編成され、地区ごとに設置するチーム。 |
| チ | 地区民生委員児童委員協議会（地区民児協） | 民生委員同士の連携を図ると共に、様々な課題を抱える世帯への支援方法などについての検討を行う組織。おおむね連合自治会・町内会ごとに設置されている。 |
| チ | 地区連合町内会 | 自治会町内会が集まって構成され、主に自治会町内会相互の連絡調整や地域住民の福祉増進のために広域的な事業（例えば、地区での運動会や、災害を想定した防災訓練、青少年健全育成のための繁華街でのパトロールなど）を実施する組織。 |

| 50音 | 用語 | 内容 |
|-----|---------------------------|---|
| ト | 特定健診 | 40歳から74歳の被保険者を対象に医療保険者が行う健康診査。内臓脂肪の蓄積に起因する高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病を見つけ、生活習慣病の改善、病気の予防につなげる。 |
| ニ | 日常生活圏域 | 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域。横浜市では、おおむね中学校区程度（人口平均25,000人程度）を目安として設定。 |
| ヒ | ひきこもり | 様々な要因の結果として、社会への参加が狭まり、就学や就労など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。 |
| フ | 福祉教育 | 子どもから大人まで全ての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験・交流・出前授業などを通じて、高齢・障害などの当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解を広める取組。 |
| ホ | 法人後見 | 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が十分でない高齢者や障害者の保護・支援を行うこと。 |
| ホ | 保健活動推進員 | 地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域で健康づくり活動を行っている。 |
| ミ | 民生委員・児童委員 | 民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。地域の身近な相談相手として、介護や子育てなどの福祉に関する様々な相談に応じ、福祉サービスなどの情報提供を行う、行政や関係機関を紹介する「つなぎ役」。 |
| ヤ | ヤングケアラー | 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行う子どもとされる。 |
| ラ | ライフデザインノート (エンディングノート) | 認知症などで意思疎通ができなくなった時や亡くなった時のために、自身の思いを書き留めておく「覚書」のこと。遺言のような法的な効力はない。 |
| ロ | 老人クラブ（シニアクラブ・シルバークラブ） | 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりに重要な役割を果たしている。 |
| レ | レアリア | レアリアとは、株式会社タウンニュース社が運営しているご近所情報サイト（RareA：レアなエリアご近所情報サイト）の名称。 |

かながわ支え愛プラン策定・推進会議 委員一覧（敬称略）

（令和7年6月現在）

| | 委員名 | 所属団体等 |
|----|--------------------|--|
| 1 | ◎ 豊田 宗裕 | 聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科 教授 |
| 2 | 岩田 篤人 | 神奈川区医師会 会長 |
| 3 | 細谷 桃代 | 神奈川県済生会神奈川県病院 地域サポートセンター 医療福祉相談室係長 |
| 4 | 中山 安司 | 神奈川区連合町内会自治会連絡協議会 会計 |
| 5 | 開嶋 数男 | 神奈川区民生委員児童委員協議会 代表 (新子安地区民生委員児童委員協議会 会長) |
| 6 | 田鎧 晴美 | 神奈川区保健活動推進員会 会長 |
| 7 | 下地 慧子 | 神奈川区地区社会福祉協議会 分科会 会長 |
| 8 | 倉石 芳枝 | 神奈川区社会福祉協議会 ボランティア分科会 会長 |
| 9 | 伊藤 俊吾 | 特別養護老人ホーム 菅田心愛の里 施設長 |
| 10 | 寺田 純一 | 神奈川区基幹相談支援センター 管理者 |
| 11 | 望月 明広 | 神奈川区生活支援センター 所長 |
| 12 | 桑木 節夫 (代理:野中 彪) | 神奈川区シニアクラブ連合会 友愛企画部会 座長 (神奈川区シニアクラブ連合会 副会長) |
| 13 | 大森 恵里 | 不登校と学校に行きづらい子の親の集い はなまといる 代表 |
| 14 | 東田 信子 | 地域子育て支援拠点 かなーちえ 施設長 |
| 15 | 南城 裕美子 | 神大寺保育園 園長 |
| 16 | 永井 洋一 | 横浜市幼稚園協会 神奈川支部 銀嶺幼稚園 園長 |
| 17 | 谷石 宏之 | 神奈川区小学校校長会代表 (幸ヶ谷小学校 校長) |
| 18 | 米盛 司 | 神奈川区中学校校長会代表 (栗田谷中学校 校長) |
| 19 | 山地 将人 | UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 神奈川エリア経営部 エリア計画課 担当課長 |
| 20 | 吉見 江利 | NPO 法人 神奈川区多文化共生の会 副理事長 |

◎…座長

（順不同）



区ホームページ

(地区別計画などを
掲載しています。)



レアリア

(地域の活動などを
連載で紹介しています。)

かながわ支え愛プラン（第5期 横浜市地域福祉保健計画）

【問合せ】

横浜市 神奈川区 福祉保健課
〒221-0824
横浜市神奈川区広台太田町3-8
TEL 045-411-7135
FAX 045-316-7877

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会
〒221-0825
横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川1F
TEL 045-311-2014
FAX 045-313-2420

2026年(令和8年)3月発行